

自滅に向かう原発大国日本（下）

いかに阻止すべきか　田中　利幸

三　核抑止力ならびに

拡大核抑止力の犯罪性

の石破茂幹事長（注、本稿執筆の今年6月時点。

現在は地方創生担当相。後述の発言当時は政調会長）もまた、11年の福島第1原発事故直後から、しばしば、「原発を維持することは、核兵器を作ろうと思えば一定期間のうちに作れるという「核の潜在的抑止力」になっている」と繰り返し発言している。つまり、「原発停止は、すなわち核抑止力停止」を意味すると主張し、全国で高まっている脱原発運動に対して批判の声をあげている。

日本の為政者は戦後一貫してアメリカの「核の傘」、すなわち核抑止力に依存する「拡大核抑止政策」を国是としてきたし、すでに見たように、「自国の核兵器製造能力の開発・維持を陰に陽に国外に示すことで「核の潜在的抑止力を働かせていると考えてきた。日本の政治家ならびに官僚の中には、こうした「拡大核抑止力」や「潜在的核抑止力」の支持者が多数いるのが

原発・核兵器政策による国民殺戮行為を

現状である。

原爆被害国として核兵器の残虐性と長年にわたる被爆者の苦痛を目にしてきた日本人の中に、意識的にせよ無意識的にせよ、「核兵器の使用」が犯罪行為であるという認識は広く共有されている。無数の市民を無差別に殺戮し、放射能による激しい苦痛をもたらす核兵器の使用が、国際刑事裁判所ローマ規程第7条「人道に対する罪」（とく）「a」殺人「b」殲滅「c」住民の強制移送、「k」意図的に著しい苦痛を与える、身体もしくは心身の健康に重大な害をもたらす同様の性質をもつその他の非人間的な行為）、ならびに第8条「戦争犯罪」（とく）に文民ならびに民用物、財産への攻撃）であるという認識は、国際的にも共有されている。同時に、

核兵器の使用はジエノサイド条約（1948年国連採択の「集団抹殺犯罪の防止及び処罰に関する条約」）に違反する行為であるという判断も、専門家の間では強く支持されている。

ところが、「核抑止力」の保持は、実際に核兵器を使う行為ではないことから、犯罪行為ではなく、政策ないしは軍事戦略の一つであるといふ誤った判断が一般的になっていると言つてよい。実際には、「核抑止力」は、明らかに二ユルンベルク憲章第6条「戦争犯罪」（a）「平和に対する罪」に当たる重大な犯罪行為である。

前号（上）の内容

- 一　原子力平和利用に利用された広島
- 二　核製造能力開発の歴史的経過

のいずれかの達成を目的とする共通の計画ある、いは共同謀議への関与」（強調・田中）と定義されている。「核抑止力」とは、核兵器を準備、保有することで、状況しだいによつてはその核兵器を使つてある特定の国家ないし集団を攻撃し、多数の人間を無差別に殺傷することで、「戦争犯罪」や「人道に対する罪」を犯すといふ犯罪行為の計画と準備を行つてゐるということ。さらに、そうした計画や準備を行つてゐるといふ事實を、當時、明示して威嚇行為を行つてゐることである。核兵器の設計、研究、実験、設計、生産、製造、輸送、配備、導入、保存、備蓄、販売、購入なども、明らかに「国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画と準備」である。したがつて、「核抑止力」保持は「平和に対する罪」であると同時に、「核抑止力」による威嚇は、国連憲章第2条第4項「武力による威嚇」の禁止にも明らかに違反している。96年の国際司法裁判所ICJの「核兵器の威嚇・使用の合法性に関する勧告的意見」も、その第47項において、「想定される武力の使用それ自体が違法ならば、明示されたそれを使用する用意は、国連憲章第2条第4項で禁じられた威嚇である」と明記している。

核兵器の使用は大量殺戮と広域にわたる環境破壊、最悪の場合は人類破滅という結果をもたらす徹底的かつ極端な破壊行為であることから、その実際の使用行為と準備・保有による威嚇行為は、性質上二つの異なつた行為ではな

く、一体のものと考えるべきである。C・G・Wylieラマントリー判事は、上記ICJの勧告的意見に関連して出した個別意見の中で、核兵器を使用しての「自分の敵の徹底的な破壊あるいはその完全な消滅をもたらすであろう損害あるいは荒廃を起こす意図は、明らかに戦争の目的を超えていた」と述べて、「核抑止力」の不条理性を強く非難している。すなわち核兵器保有それ自体が、極端な威嚇行為、すなわちテロリズム行為であり、したがつて「核抑止力」を使う人間は「テロリスト」であると認識されなければならない。国家が「核抑止力」を使うと、そのことは、それゆえ「國家テロ」行為であり、その国家の元首をはじめとする為政者ならびに軍指導者たちは明らかに「テロリスト」なのであり、「平和に対する罪」を犯している「犯罪者」なのである。

核兵器を実際にはいまだ保有していないとも、核兵器製造能力を十分持つており、いつでも製造する「計画と準備」があるということを明示すること自体が「人道に対する罪」や「戦争犯罪」を犯す「計画と準備」を行つてゐることと同義であることから、石破茂や塩崎恭久が示唆する「潜在的核抑止力」もまた「平和に対する罪」と定義しうる行為である。同時に、アメリカの「核の傘」に依存する「拡大核抑止力」とは、「人道に対する罪」や「戦争犯罪」を犯す「共通の計画あるいは共同謀議への関与」つまり「共犯行為」であるところから、これま

た明らかに「平和に対する罪」と定義されなくてはならない。

したがつて、これまで日本政府が長年依存してきた安保同盟の下での「拡大核抑止力」も、核兵器製造能力の開発・維持、すなわち「潜在的核抑止力」も、いずれも国際法に違反する明確な犯罪行為であることを我々は強調する必要がある。

核使用を容認した岸田発言

では、「自衛のための核兵器使用は合法的行

為」であるという主張に正当性はあるだろうか。このことは、「自衛」とはいったいどのようないふべき行為であるか、その定義は非常に難しい。武力紛争や戦争は、しばしば「自衛」という口実で開始されることがあるからも分かるように、「自衛」は極めて恣意的な概念である。例えば、ナチスは「予防的自衛」と称して侵略戦争を正当化した。米軍によるアフガン攻撃やイラク攻撃すら「自衛戦争」であるとブッシュ政権は主張した。「自衛戦争」は、自国をどうしても防衛しなければならないという必要に迫られて行う戦闘行為であり、その際使われる軍事力は、攻撃してくる敵の軍事力と格差がありすぎてはならず、ある程度の均衡性を保つようなものではなくてはならない、というのが一般的な認識である。自衛する側の戦

力が敵の軍事力よりもはるかに強大であつたり、逆に極めて弱小であれば、戦闘の内容自体が「自衛」という性格をもたなくなつてしまふからで

(10月25日、広島市内)



ある。すなはち、「自衛戦争」では「必要性」と「均衡性」といふ二つの要素が重要視される。大量破壊兵器である核兵器が、この「必要性」と「均衡性」という要素を満たすよう性格の兵器でないことは明らかである。

ちなみに、「集団的自衛権行使容認」をめぐつての安倍晋三の「自衛」の拡大解釈論は、「自衛」と称する軍事行動であれば世界のどこへでも自衛隊を派遣して戦闘行為を行うことができるという意味では、ナチスの「予防的自衛」にもつながる議論であり、危険極まりない。しかも「核抑止力」に関する日本政府の見解は、この「集団的自衛権行使容認」への強い動きにあわせて、さらに悪化していることに我々は深く注意する必要がある。2014年1月20日、衆院広島1区選出の岸田文雄外相は、長崎で「核軍縮・不拡散政策スピーチ」と題して講演、その中で政府の新たな核兵器政策に関して言及し「核兵器の使用を個別的・集団的自衛権に基づく極限の

状況に限定する」ことを核保有国が宣言すべきだと述べた。要するに「日米が集団的自衛権を行使するような戦闘で『極限の状況』と判断するような事態であれば、核兵器の使用が許される」という主張である。ところが「極限の状況」とはいったいどのような事態なのかについてはなんらの定義も説明もない。集団的自衛権は日本の国家と国民にとって「明白な危険性」がある場合にのみ使用するという政府の主張に、「明白な危険性」とはいったいどのような事態なのかについての説明が全くないと同様である。すでに説明したように長年、日本政府は米国の「核の傘」「核抑止力」に依存するという方針をと「均衡性」という要素の条件を満たすようないふべきである。

「核の傘」「核抑止力」に依存するという方針を内外に向けて明らかにしてきた。しかし「核兵器の使用」については具体的にどのような状況で使用を認めるかについては、これまで全く言及したことになかった。岸田発言は、日本政府が初めて「核兵器の使用」を公然と容認するものであった点で、極めて深刻である。「集団的自衛権」行使のもとでの「核兵器使用」は、単に米国の核兵器使用容認にとどまるものではなく結局は、日本の核武装そのものの容認にまでつながっていく危険性をほらんでいる。なぜなら「集団的自衛権」を行使して米軍と共同で戦争を行うなら、米軍と同じ戦力を備える必要があり、そのためには核兵器保有も必要であるという論理を許してしまうことになるからである。

四 原子力発電の犯罪性

原子力発電事故による最も深刻な被害は、放射能被曝による死亡または多種にわたる癌や白血病などの発病、さらには被曝の恐怖が原因に対する罪」や「戦争犯罪」を犯さずに核兵器を使用することは現実的に不可能であるところから、「合法な自衛戦争」においてもこれを行使するような事態であれば、核兵器の使用が許される」という事実である。また、どのような理由があるにせよ、いつたん、小型のものであれ核兵器が使用されれば、大型核兵器の全面的な使用へと急速にエスカレートしていく危険性があることも明らかである。よって、「自衛のための核兵器使用」ということは、法理論的にも現実的にも許されないことであり、したがって、「核兵器合憲論」は、憲法自体のみならず、国際法の観点からしても、論理的に不整合であるかつてはなはだ不条理である。同時に、原発（とりわけ高速増殖炉）と核燃料再処理工場の存在そのものが「潜在的核抑止力」と一体となつていることを考えると、これらのいわゆる核エネルギー関連施設の存在は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という条文に違反するものであるといえる。すなわち、「核抑止力」は「平和に対する罪」であると同時に、憲法第9条にも明らかに違反する犯罪行為である。

核兵器の持つ特殊な破壊力と性質上、「人道

に対する罪」や「戦争犯罪」を犯さずに核兵器を使用することは現実的に不可能であるところから、「合法な自衛戦争」においてもこれを行使するような事態であれば、核兵器の使用が許される」という主張である。ところが「極限の状況」とはいったいどのような事態なのかについてはなんらの定義も説明もない。集団的自衛権は日本の国家と国民にとって「明白な危険性」がある場合にのみ使用するという政府の主張に、「明白な危険性」とはいったいどのような事態のかについての説明が全くないと同様である。すでに説明したように長年、日本政府は米国の「核の傘」「核抑止力」に依存するという方針をと「均衡性」という要素の条件を満たすようないふべきである。

「核の傘」「核抑止力」に依存するという方針を内外に向けて明らかにしてきた。しかし「核兵器の使用」については具体的にどのような状況で使用を認めるかについては、これまで全く言及したことになかった。岸田発言は、日本政府が初めて「核兵器の使用」を公然と容認するものであった点で、極めて深刻である。「集団的自衛権」行使のもとでの「核兵器使用」は、単に米国の核兵器使用容認にとどまるものではなく結局は、日本の核武装そのものの容認にまでつながっていく危険性をほらんでいる。なぜなら「集団的自衛権」を行使して米軍と共同で戦争を行うなら、米軍と同じ戦力を備える必要があり、そのためには核兵器保有も必要であるという論理を許してしまうことになるからである。

の精神的疾患である。原爆攻撃の被害者、核実験場、核兵器製造工場、ウラン採掘場ならびにその近辺地域で被曝した人たちと同様、原発事故によって放出された放射能による外部・内部両被曝が、後発性の癌や白血病、心臓病などの内臓疾患、眼病など、様々な病気を引き起こすことは、 Chernobyl 事故の被災者、とくに幼児の発病ケースが多いことからも明らかである。

原発事故の場合、核兵器攻撃とは異なり、瞬時に無数の人間が無差別に殺傷されるといたケースは少ないかもしれないが、事故後、何年にもわたり、時には後世代にまでわたり、放射能被曝は被災者の健康を蝕み、さまざまに病気を発病させ、最終的には死をもたらす。 Chernobyl や福島での原発事故からも明らかなように、放出された放射能は、原発から數十キロノブイリや福島での原発事故からも明らかな広い地域に居住する多くの住民が無差別に被曝を余儀なくさせられる。さらには、残留放射能レベルが高い原発近隣地域やいわゆるホットスポット地域の住民は、故郷を失い、移住を余儀なくされる。すなわち、原発事故は、長期にわたる大量無差別殺傷、すなわち「殺人」、「殲滅」の他に、「住民の強制移送」を引き起こし、「身心両面の健康に重大な害をもたらす非人間的な行為」であることから、核兵器の使用と同様に「人道に対する罪」であると判断できる。

これまで、「人道に対する罪」は、紛争時あ

るいは戦時にのみ犯される残虐な戦争犯罪の一
種と一般的には考えられてきた傾向がある。しかし「人道に対する罪」とは、「戦前、戦中に

おける、一般人民に対しての殺害・殲滅・奴隸的扱い・強制移動などの非人道的行為と、政治

的・人種的・宗教的理由による迫害」と定義されており、「戦前」、すなわち平時においても起つていう犯罪であるということを忘れてはならない。しかも、地震や津波によって引き起こされ

る過酷事故の場合には、必然的に無数の市民を放射能被曝の被害者にするということを明確に知りながら原発や放射能関連施設を稼働する

ことは、「人道に対する罪」を予防しようとする意志が完全に欠落していることを表明してい

る。したがって、原発の建設・設置そのものが、

犯罪行為と称せるのではないか。いわんや、地震が起きれば大事故を引き起こすような活断層の存在する地域に原発を建設することは、犯

罪行為と言えるのではないか。

原発と同じレベルで、しかも統合的に議論されべきものは、核兵器なのである。(注4参照)

原発事故は核兵器使用と同じ

原発事故によって放出される放射能は、人間の健康を冒すのみならず、広範囲にわたって

環境そのものを汚染することはあらためて詳しく述べるまでもないであろう。住宅地、農地、森林、植物、河川水、海水と、これまた無差別

に全ての環境を汚染し、その結果、その地域に生息する家畜はもちろん、あらゆる種類の生物を無差別かつ大量に殺傷する。したがって、これは「環境に対する犯罪行為」とも称せる行為

であり、1972年6月16日に国連で採択された「人間環境宣言」に明らかに違反する。

「人間環境宣言」は、その前文において、「自然の環境と人が創り出した環境は、ともに人間の福利および基本的人権ひいては生存権そのものの享有にとって不可欠で」あり、「現在および将来の世代のために人間環境を守りかつ改善することは、人類にとって至上の目標」であると述べ、環境汚染は基本的人権ならびに生存権の侵害であることを示唆している。この宣言の

第1原則「環境に関する権利と責任」では、「企業に与えられているという、そのこと自体の不条理性と反倫理性が問題にされるべきなである。その意味で原発は、火力発電や水力発電とは全く性質が異なるものであり、決して同じレベルで、例えば「発電コスト」というような観点から議論されてはならないものである。

原発と同じレベルで、しかも統合的に議論されべきものは、核兵器なのである。(注4参照)

たちは、日常生活において「尊厳と福利」を奪われ、不自由で差別された生活環境の中で暮らすことを強要され、「将来の世代のため環境を保護し改善」できるような社会条件を著しく奪われているのが実情である。

したがって、原発事故による環境汚染は、

核兵器の使用と同様、48年12月10日に国連で採択された「世界人権宣言」、とりわけ第3条「生

命、自由、身体の安全」と第13条「移動と居住の自由」の二つに対する権利を剥奪する違法行為である。それは同時にまた、日本国憲法で保障された人権、すなわち13条（生命権、幸福追求権、環境権）、22条（居住・移動の権利）、29条（財産権）、25条（生存権）、26条（教育を受ける権利）、27条（働く権利）、11条ならびに97条（将来世代国民の権利）を剥奪するものでもある。さらにそれは、憲法前文で謳われ保障されている「平和的生存権」をも侵すものである。（注5参照）

「人間環境宣言」の第3原則「再生可能な資源」では、「再生可能な重要な資源を生み出す能力を維持し、可能な限り回復または改善しなければならない」とされており、第4原則では「野生生物とその生息地は……人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負う」ともうたわれている。第6原則「有害物質の排出規制」によれば、「環境の能力を超えるような量または濃度の有害物質その他の物質の排出および熱の放出は、停止しなければならない」し、第7

原則「海洋汚染の防止」では「人間の健康に危険をもたらし、生物資源と海洋生物に害を与えることを強要され、「将来の世代のため環境を保護し改善」できるような社会条件を著しく奪われているのが実情である。

したがって、原発事故による環境汚染は、

核兵器の使用と同様、48年12月10日に国連で採

択された「世界人権宣言」、とりわけ第3条「生

命、自由、身体の安全」と第13条「移動と居住の自由」の二つに対する権利を剥奪する違法行

為である。それは同時にまた、日本国憲法で保

障された人権、すなわち13条（生命権、幸福追

求権、環境権）、22条（居住・移動の権利）、29

条（財産権）、25条（生存権）、26条（教育を受

ける権利）、27条（働く権利）、11条ならびに97

条（将来世代国民の権利）を剥奪するものでも

ある。さらにそれは、憲法前文で謳われ保障さ

れている「平和的生存権」をも侵すものである。

（注5参照）

「人間環境宣言」の第3原則「再生可能な資源」では、「再生可能な重要な資源を生み出す能力を維持し、可能な限り回復または改善しなければならない」とされており、第4原則では「野生生物とその生息地は……人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負う」ともうたわれている。第6原則「有害物質の排出規制」によれば、「環境の能力を超えるような量または濃度の有害物質その他の物質の排出および熱の放出は、停止しなければならない」し、第7

原則「海洋汚染の防止」では「人間の健康に危険をもたらし、生物資源と海洋生物に害を与えることを強要され、「将来の世代のため環境を保護し改善」できるような社会条件を著しく奪われているのが実情である。

したがって、原発事故による環境汚染は、

核兵器の使用と同様、48年12月10日に国連で採

択された「世界人権宣言」、とりわけ第3条「生

命、自由、身体の安全」と第13条「移動と居住の自由」の二つに対する権利を剥奪する違法行

為である。それは同時にまた、日本国憲法で保

障された人権、すなわち13条（生命権、幸福追

求権、環境権）、22条（居住・移動の権利）、29

条（財産権）、25条（生存権）、26条（教育を受

ける権利）、27条（働く権利）、11条ならびに97

条（将来世代国民の権利）を剥奪するものでも

ある。さらにそれは、憲法前文で謳われ保障さ

れている「平和的生存権」をも侵すものである。

（注5参照）

「人間環境宣言」の第3原則「再生可能な資源」では、「再生可能な重要な資源を生み出す能力を維持し、可能な限り回復または改善しなければならない」とされており、第4原則では「野生生物とその生息地は……人はこれを保護し、賢明に管理する特別な責任を負う」ともうたわれている。第6原則「有害物質の排出規制」によれば、「環境の能力を超えるような量または濃度の有害物質その他の物質の排出および熱の放出は、停止しなければならない」し、第7

否定」という行為であり、人類とすべての生物と地球を絶滅の危険に曝すことを厭わなかつた明確な「犯罪行為」であつたし、現在も多くの人間が、そうした犯罪行為に深くかかわっているのが実情である。

我々には、現在、そのような世界を根本から変革するために貢献していくことが要求されている。そのためには森瀧の「核と人類は共存できない」という思想は、兵器であれエネルギーという形であれ「核と〈生きもの〉は共存できない」というものにまで深められかつ広げられていく必要がある。つまり、我々にいま要求されていることは、総体的かつ長期的に観れば、単なる人間としての「世直し」の倫理的行動ではなく、あらゆる生命体を守るために「生きもの」としての倫理的行動である。このような根本的な視点に立つて、日本がこれまで進めてきた「核エネルギー＝核兵器製造技術」開発政策の本質にもう一度注意深く目を向けてみると同時に、我々市民運動のあり方自体を、「人間の全生命体と環境に対する犯罪行為に対する責任」という観点から再検討してみる必要があるのでないだろうか。

まことに残念ながら、安倍政権は、「殺戮の政治・経済・社会・文化体制」を変革し改革するのではなく、さらに強化する政策を次々と導入し、市民をそのような体制の犠牲者にすることを全く厭わない。「殺戮の政治・経済・社会・文化体制」を変革するためには、何よりもまず、

原発再稼働や原発輸出をすすめ、戦争に日本市民を駆り出すことを着々とすすめている安倍内閣を即刻打倒しなければならない。安倍内閣打倒なしには、原発・核兵器による日本国民殺戮

(注4) この点を極めて明晰な文章で解説したのが、2014年5月21日に出された大飯原発差止請求事件裁判の判決文の中の以下のようないい文章である。

「被告（＝関西電力）は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものにかかる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが 国富の喪失であると当裁判所は考えている」

(注5) とくに憲法13条ならびに25条の人格権との関連性については、上述の大飯原発差止請求事件裁判の判決文でも触れられているので、再び引用しておこう。

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する

行為の危険性を除去することはできない。
(たなか・としゆき 広島市立大広島平和研究所教授) || 文中 敬称略

利益は、各人の人格に本質的なものであつて、その總体が人格権であるといつこゝができる。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがつて、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差し止めの要請が強く働くのは理の当然である」

かくして、原発運転それ自身が人格権を根本から侵害するものであることを、この判決文は明確に認めている。

ところが政府、とりわけ原子力規制委員会と規制庁は、「大事故が起こつた時の対策論」ということのみを議論の対象としており、しかも「われわれは原子炉に過酷事故が起こつた時の、放射能の拡散シミュレーションをおこなつて」いる。近隣住民の避難を考慮すると、30キロメートル内が危ない。したがつて自治体がその対策を

「どうなればならない」と、自分たちの責任を棚に上げて、自治体にのみ責任を負わせるという態度。さらに、「新規制基準を満たした原発でも事故は起きます。この基準は最低のもので、あとは事業者の責任です。規制庁の役割は審査することであり、審査結果と審査過程を国民に丁寧に説明していくまで、地元了解をとることはありません。地元への『説明』と『了解』は切り離すというのが政治的判断です。政治的判

断を含む了解手続きに、規制庁はタッチできません。放射能の拡散シミュレーションモデルにも限界があります。その結果、どうするかは自治体と住民、および事業者で判断していくべき」（2014年1月20日、再稼働阻止全国ネットワーク主催で行われた原子力規制庁との院内交渉会での発言）と、責任を完全に放棄する無責任極まりない発言をしている。その一方で、原発再稼働審査を着々とすすめている。これは、

換言すれば、原発事故で多くの市民が無差別大量殺傷されることをほつきりと自覚していないから、大量殺傷手段の運転審査を平氣で進めていいということである。彼らの思考の中には、市民の「人格権」や「平和的生存権」など、人間にとって最も重要な人権に対する深い考慮がすっぽりと抜け落ちている。